

塩尻市簡易型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、塩尻市が発注する塩尻市一般競争入札実施要領の対象工事以外の建設工事について、簡易型一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、塩尻市入札制度合理化対策要綱（昭和45年塩尻市告示第2号）及び塩尻市入札契約事務処理規程（平成6年塩尻市訓令第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札に付することができる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、対象工事の性質、目的その他特別の理由により入札に適さないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 設計金額が1000万円以上2億円未満の土木一式工事
- (2) 設計金額が1000万円以上4億円未満の建築一式工事
- (3) 設計金額が1000万円以上2億円未満の前2号の工事を除く建設工事
- (4) その他市長が必要と認めた工事

2 対象工事の選定は、塩尻市業者等審査会設置規程（平成17年塩尻市訓令第5号）第2条第3号及び第9条第1項に規定する審査を経たうえで行うものとする。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加できる者は、塩尻市入札制度合理化対策要綱第7条第1項の建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者で、次の各号に該当する事項について、対象工事ごとに定める条件を全て満たす者とする。

- (1) 資格者名簿に登載されている業種ごとの総合評定値
- (2) 資格者名簿に登載されている建設業許可区分
- (3) 配置予定技術者の資格
- (4) 地域への貢献度
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 次の各号に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加停止措置規程（平成24年塩尻市訓令第5号）第2条の規定による入札参加停止の措置を受けている者

(公告)

第4条 市長は、入札に付するときは、地方自治法施行令第167条の6及び塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号）第106条の規定により公告を行うものとする。

(入札参加資格申請)

第5条 入札に参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、塩尻市簡易型一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「参加申請書」という。）を前条の公告で指定する期日までに企画政策部財政課まで持参し、又はその最終受付日中に到達するよう郵送等により提出するものとする。

2 郵送により提出する場合は、あて先を塩尻市企画政策部財政課とし、「簡易型一般競争

入札参加申請書在中」と明記のうえ、簡易書留又は書留によるものとし、切手を貼った返信用封筒を同封するものとする。

(設計図書等)

第6条 市長は、参加者に対して対象工事等の仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）の閲覧、貸出又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札は、塩尻市入札契約事務処理規程及び塩尻市建設工事の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成24年塩尻市告示第76号）により行なうものとする。

2 市長は、入札の執行に際し、必要があると認めたときは、参加者に当該工事に係る工事費内訳書の提出を求めることができる。

3 市長は、参加者が前項の工事内訳書を提出しないときは、入札に参加させないものとする。

(落札候補者)

第8条 市長は、入札書比較価格（予定価格の消費税抜き。以下同じ）範囲内で、失格基準価格以上の価格を入札した者のうち価格の低いものから順に落札候補者の順位を決定する。

2 同じ価格をもって入札した者が2者以上となる場合には、くじにより順位を決定する。

(入札参加資格の確認)

第9条 市長は、第8条の落札候補者の順位により入札参加資格を確認する。

2 第1順位の落札候補者（以下「第1候補者」という。）は、第1候補者となった日から2日（塩尻市の休日を定める条例（平成元年条例30号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる時、これらの日を除く。）以内に、次条に規定する入札参加資格確認書類（以下「資格確認書類」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、入札参加資格要件の審査は、資格確認書類の提出期限の翌日から起算して原則として2日（休日にあたる時、これらの日を除く。）以内に行わなければならない。

4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に資格確認書類を提出しないとき又は、落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(資格確認書類)

第10条 資格確認書類は、次のとおりとする。

(1) 塩尻市簡易型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

(2) 配置予定技術者調書（様式第3号）

(3) 有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し（契約金額が建築一式工事1,500万円以上の場合又はその他の建設工事500万円以上の場合に提出するものとする。）

(4) その他市長が必要と認める書類

(落札者の決定)

第11条 市長は、第1候補者から提出された資格確認書類の審査を行い、入札参加資格要件を満たしているときは当該第1候補者を落札者と決定し、満たしていないときは入札書

比較価格以下の価格で入札した次順位の落札候補者を第1候補者として、第9条からこの条までの規定を適用する。

- 2 市長は、落札者を決定したとき又は落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者にファックス又は電話にて連絡し、塩尻市簡易型一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）により速やかに落札候補者に通知するものとする。ただし、電子入札にあっては電子入札システムにより通知するものとする。

（入札参加資格を認められなかった者に対する説明）

第12条 前条の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、前条第2項の通知を受けた日から5日（その日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は除く。）以内に、市長に対し説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求に対しては、速やかに回答するものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。